

**令和6年度「富士山の日」記念行事企画運営業務委託
委託業者募集要領**

令和7年2月23日に開催する令和6年度「富士山の日」記念行事に係る運営業務を委託するにあたり、企画提案方式により最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
令和6年度「富士山の日」記念行事企画運営業務委託
- (2) 契約者
静岡県知事及び山梨県知事
- (3) 契約期間
契約日から令和7年3月14日(金)まで
- (4) 契約限度額
5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務の内容

別添「令和6年度「富士山の日」記念行事企画運営業務委託企画提案仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で変更することができるものとする。

3 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(6)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」又は「イベント」の営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 静岡県内に本社又は支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案書及びプレゼンテーション等

(1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
質問受付期間	令和6年11月6日（水）から 令和6年11月13日（水）午後5時
参加表明書の提出期限	令和6年11月13日（水）午後5時
質問に対する回答	令和6年11月15日（金）午後5時
企画提案書提出期限（データ送付）	令和6年11月21日（木）正午（必着）
プレゼンテーション	令和6年11月25日（月）
選定結果の通知	令和6年11月26日（火）
契約（予定）	令和6年11月29日（金）

(2) 企画提案書の作成

別添「令和6年度「富士山の日」記念行事企画運營業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり。

(3) 質問

本要領等に関して質問がある場合は、別添「質問用紙」により、FAX又はEメールにて受け付ける。

ア 受付期間：令和6年11月6日（水）から令和6年11月13日（水）午後5時まで

イ 送付先：FAX番号 054-221-3757

Eメール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：令和6年11月15日（金）午後5時までに、Eメールで送付する。

(4) 参加表明書の提出

この企画提案に参加を表明する場合、別添「参加表明書」により、Eメールにて提出する。

ア 受付期間：令和6年11月13日（水）午後5時まで

イ 送付先：Eメール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

※なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、別添「辞退届」を令和6年11月19日（火）までにメールにより提出すること。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書は、データを電子メールで提出すること。なお、プレゼンテーションの際、紙媒体で2部持参すること。

ア 受付期間：令和6年11月21日（木）正午まで（必着）

イ 送付先：Eメール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

※ 企画提案は、1者1提案とする。

※ 受付期間中にすべての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。

(6) プレゼンテーション

企画提案書の提案内容について、次のとおり実施する。

ア 日時：令和6年11月25日（月）の指定した時間

イ 場所：静岡県庁を予定 ※詳細な時間、場所については別途通知する。

ウ 1者当たりの所要時間：プレゼンテーション 15分程度
質疑応答 10分程度

※ 企画提案提出後の資料修正及び追加資料は認めないが、説明時間内であれば、モニターに参考資料の投影は可とする。

※ 当日はHDMI接続のモニター（1台）及びHDMIケーブルを県で用意する。

(7) 企画提案に要する費用

企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

5 選定及び選定結果

(1) 選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、令和6年度「富士山の日」記念行事企画運営業務委託業者選定委員会が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定に当たっては、「令和6年度「富士山の日」記念行事企画運営業務委託業者選定基準」により評価し、最も評価点の高い提案をした者を契約候補者として特定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県及び山梨県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和6年11月26日（火）までに、辞退者を除くすべてのプレゼンテーション参加者にEメールで通知する。

6 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び選定委員会での使用に限る。）。

(2) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、静岡県職員、山梨県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、静岡県及び山梨県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

(3) 著作権等

本契約により製作された製作物等の著作権は静岡県及び山梨県に帰属することとし、今後両県が行う各種のPR活動等において、自由に使用・加工できるものとする。